

# 国民健康保険税のお知らせ

▼問合せ 税務グループ ☎079(435)0358

## 保険税の税率

保険税は、医療給付費分と後期高齢者支援金分と介護納付金分の合計額で、医療給付費分及び後期高齢者支援金分は74歳以下のすべての被保険者が、介護納付金分は40歳以上64歳以下の被保険者が対象になります。

医療給付費分の税率は、必要な医療費の額などを基に、後期高齢者支援金分と介護納付金分の税率は、社会保険診療報酬支払基金に対しての、後期高齢者支援金などと介護納付金の納付に要する費用などを基に、毎年見直しを行っています。保険税の1人当たりの負担額については、基金（貯金）の取り崩しや一般会計からの繰り入れにより抑えております。

平成24年度の国民健康保険税の税率は、表1の通りです。税率は平成23年度から変更点はありません。

表1. 平成24年度国民健康保険税の税率

医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
①所得割	7.90%	④所得割	2.00%	⑦所得割	2.40%
②均等割	27,600円	⑤均等割	6,800円	⑧均等割	13,200円
③平等割	22,800円	⑥平等割	5,400円		
課税限度額	510,000円	課税限度額	140,000円	課税限度額	120,000円
①所得割:被保険者の23年中の所得金額から33万円を控除し、7.90%をかけた金額		④所得割:医療給付費分と同様に計算し、2.00%をかけた金額		⑦所得割:医療給付費分と同様に計算し、2.40%をかけた金額	
②均等割:被保険者1人につき 27,600円		⑤均等割:被保険者1人につき 6,800円		⑧均等割:被保険者1人につき 13,200円	
③平等割:1世帯につき 22,800円		⑥平等割:1世帯につき 5,400円		1年間の保険税額=⑦+⑧ (最高12万円)	
1年間の保険税額= ①+②+③ (最高51万円)		1年間の保険税額= ④+⑤+⑥ (最高14万円)			

※医療給付費分と後期高齢者支援金分は全ての被保険者の方に課税されます。  
※介護納付金分は、40歳になる月から65歳になる月の前月まで課税されます。

## 保険税の納め方

▼普通徴収  
保険税の納期は、7月から翌年3月までの計9回となっています。納期限は毎月末(12月は25日)で、その日が休日または土曜日の場合は、翌営業日となります。

▼特別徴収  
国民健康保険に加入する65歳以上75歳未満の世帯主の方で、左記の①～④の全てに該当する方は、原則として年金から納めていただくこととなります。

- ①世帯主が国民健康保険に加入している
- ②世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上から75歳未満である場合
- ③世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合
- ④世帯主が介護保険料の特別徴収対象者で、介護保険料と国保税の合計額が年金支給額の半額を超えない場合

また、平成24年度中に75歳になる方については、後期高齢者医療保険に加入される年になりますので、納めすぎを防ぐために、国民健康保険税

は、普通徴収に変更されま

## 保険税の減免申請

失業、退職などにより所得が激減するなど、一定の要件を満たすときは、申請することによって保険税の減免を受けることができます。申請期限は、納期限の7日前までとなっています。

## 所得の申告はお済みですか

すべての納税義務者(世帯主)と国民健康保険の加入者は、たとえ収入が無くても前年中の所得の状況を申告しなければなりません。ただし、確定申告や住民税の申告をした方、納税義務者や加入者の税法上の扶養とならている方(世帯主を除く)、給与や年金の支払報告書が提出されている方は不要です。

所得の申告がなければ均等割額および平等割額の軽減が受けられませんので、ご注意ください。

## 保険税を滞納すると保険証をお渡しできなくなります

国民健康保険税を災害その他の特別な事情がないのに滞納し、一定期間を経過した場合は、保険証をお渡しできなくなり、資格証明書で受診していただきます。

資格証明書で受診された場合の医療費は、いったん全額自己負担となり、その後後場で手続きをすることによって、医療費の7割分を請求することができます。

さらに経過すると、高額医療費などの保険給付が差し止められます。

健康保険の制度は皆さんで支え合うことで成り立っています。保険税は必ず納期内に納めましょう。

## 口座振替のご利用を

国民健康保険税をはじめとする町税の納付については、便利な口座振替制度をご利用ください。ゆうちょ銀行(郵便局)でもご利用いただけます。

## 非自発的な理由で離職した人へ

非自発的な理由(解雇・会社倒産・雇止めなど)により離職し、国民健康保険に加入された人について、申告により国民健康保険税を軽減する制度が、平成22年4月1日より始まりました。

▼対象となる人  
次のすべての条件に該当する人が対象となります。

- ①平成21年3月31日以降に離職した
- ②離職日において65歳未満である
- ③雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者(雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれか)である。

※特別受給資格者および高齢受給資格者の人は対象外です。

## 軽減の内容

前年の給与所得を100分の30として、所得割額の算定と均等割額および平等割額の軽減判定を行います。また、高額療養費などの所得区分の判

定についても、前年の給与所得を100分の30として行います。

## 軽減される期間

軽減の対象となる期間は離職の翌日から翌年度末までです。

国民健康保険に加入中は、途中で再就職しても引き続き対象となりますが、会社の社会保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

## ▼申告の手続き

申告は税務グループで受け付けますので、左記の物を持って窓口までお越しください。

## ▼持参するもの

- ①国民健康保険被保険者証または納税通知書
- ②雇用保険受給資格者証
- ③印鑑



## 国民健康保険税額の算出例を、モデルケースで紹介し

モデルケース1 — 年金所得者  
年金収入258万円(年金所得138万円)、夫婦2人世帯(昭和14年生まれ、公的年金収入あり)、収入は世帯主のみの場合  
**<医療分>**  
 (1) 所得割 (1,380,000円-330,000円)×7.9%=82,950円  
 (2) 均等割 27,600円×2人=55,200円  
 (3) 平等割 1世帯につき 22,800円  
 医療分合計(100円未満切捨て) 160,900円  
**<後期高齢者支援金分>**  
 (1) 所得割 (1,380,000円-330,000円)×2.0%=21,000円  
 (2) 均等割 6,800円×2人=13,600円  
 (3) 平等割 1世帯につき 5,400円  
 後期高齢者支援金分合計(100円未満切捨て) 40,000円  
**<総合計>**  
 保険税額 医療分+後期高齢者支援金分=200,900円

モデルケース2 — 事業所得者など  
事業所得200万円、4人世帯(夫55歳、妻52歳、子供2人)、収入は世帯主のみの場合  
**<医療分>**  
 (1) 所得割 (2,000,000円-330,000円)×7.9%=131,930円  
 (2) 均等割 27,600円×4人=110,400円  
 (3) 平等割 1世帯につき 22,800円  
 医療分合計(100円未満切捨て) 265,100円  
**<後期高齢者支援金分>**  
 (1) 所得割 (2,000,000円-330,000円)×2.0%=33,400円  
 (2) 均等割 6,800円×4人=27,200円  
 (3) 平等割 1世帯につき 5,400円  
 後期高齢者支援金分合計(100円未満切捨て) 66,000円  
**<介護分>**  
 (1) 所得割 (2,000,000円-330,000円)×2.4%=40,080円  
 (2) 均等割 13,200円×2人=26,400円  
 介護分合計(100円未満切捨て) 66,400円  
**<総合計>**  
 保険税額 医療分+後期高齢者支援金分+介護分=397,500円